

建築基準法（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき廃止申請されました次の建築協定について、同項の規定により当該建築協定の廃止を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

平成21年12月1日

京都市長 門川大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第9地区建築協定

2 申請者の氏名

谷口 栄一

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町5丁目8番1から8番17まで、9番1から9番17まで、10番1から10番17まで、11番1から11番7まで、12番1から12番7まで、13番1から13番17まで及び14番1から14番17まで

4 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

5 協定の期間

10年間

6 認可年月日

平成元年5月26日

(都市計画局建築指導部建築指導課)